

沼津市斎場売店運営用スペースの貸し付けに関する仕様書

この仕様書は、沼津市斎場利用者の利便性向上を目的として、斎場に設置している売店運営用スペースを貸し付けるにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 斎場の概要

- (1) 名称 沼津市斎場
- (2) 所在地 沼津市中瀬町14番1号
- (3) 主な施設 火葬炉5基、収骨室2室、待合室（洋室3室、和室2室）
- (4) 営業日 1月1日、2日及び友引の日を除く毎日
- (5) 火葬件数 1日最大14件、1日平均10件程度
(令和4年度年間火葬実績3,273件)

2 貸付物件の概要

- (1) 貸付場所 沼津市斎場2階売店（既設売店と同位置）
- (2) 貸付面積 売店及び倉庫：24m²（平面図・現況写真は別紙参照）

3 売店の営業日及び時間

- (1) 営業日 沼津市斎場の営業日と同じ（緊急対応時を除く）
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、火葬の予約が入っていないときはこの限りではない。

4 貸付方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号（行政財産の貸付け）に基づくもので、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。

5 貸付期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

6 貸付料

- (1) 貸付料は、年額124,718円とする。
なお、貸付期間中、貸付料は改定しない。
- (2) 貸付料は、市の発行する納入通知書により、1年毎、納入期限までに支払う。

7 その他の経費

運営事業者は、貸付料のほかに、次の経費を負担する。

- (1) 電気使用料
飲料自動販売機等電気機器1台設置につき、月額3,500円
※既存自動販売機の取り扱いについて、現設置業者との協議が必要。
- (2) 設備の変更など改装に伴う経費
※引き渡しは既設売店の現状で行うこととし、変更に係る経費は運営事業者の負担とする。

8 制限事項

- (1) 運営事業者は、貸付物件を売店営業の目的以外の用途に供してはならない。
- (2) 運営事業者は、売店の営業を直接行うこと。

9 要求事項

- (1) 売店の円滑な運営に努めること。
- (2) 販売商品については、以下に定める品目を販売すること。
 - ①飲料及び食品（菓子等）
 - ②市が依頼するもの
 - ③その他、運営事業者が独自に提案するもので、市が適当と認めるもの
- (3) 設置機器がある場合は、既設電気容量（20A×2）を超えない範囲で設置すること。
- (4) 常に利用者のニーズを把握し、利用者の状況に応じたサービス提供が可能となるよう努めること。
- (5) 環境に配慮した運営に努めること。

10 運営事業者の義務

- (1) 善良な管理者の注意をもって売店を運営すること。
- (2) 市が貸付物件の管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守すること。
- (3) 貸付物件の使用にあたっては、市の業務の迷惑とならないよう十分に配慮すること。
- (4) 売店の営業にあたっては、本仕様書に定めることのほか、関係法令、県及び市の関係条例又は規則等を遵守すること。
- (5) 沼津市環境マネジメントシステムの推進に協力すること。
- (6) 斎場消防計画に協力すること。
- (7) 運営に係る収支について沼津市から報告の求めがあったときは、これに応じること。

11 損害賠償

- (1) 運営事業者は、その責に帰すべき理由により、貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、貸付物件を原状に回復した場合は、この限りではない。
- (2) 運営事業者は、貸付物件の使用にあたり第三者に損害を与えたときは、すべて運営事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。

12 有益費等の請求権の放棄

運営事業者は、貸付物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の費用及びその他の費用を市に請求しないものとする。

13 契約の解除

次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、運営事業者は損害又は損失が生じても、市はその賠償又は補償の責めを負わない。

- (1) 運営事業者が、この仕様書または契約の各条項に違反したとき
- (2) 市が貸付物件を必要とするとき